

4 資料編

地域公共交通については、活性化再生法の制定以降、関連する計画策定制度や市町村に対する支援制度の見直しが行われており、直近では、令和2年11月にも改正が行われているため、以下に、地域公共交通に関する主な制度の概要とその変遷を示す。

(1) 活性化再生法の変遷

平成19年5月 活性化再生法の制定
<p>◆ 地域公共交通総合連携計画</p> <ul style="list-style-type: none">市町村は、幅広い関係者から構成される協議会（法定協議会）での協議を経て、地域公共交通の活性化・再生を総合的かつ一体的に推進するための計画（地域公共交通総合連携計画）の策定が可能地域公共交通総合連携計画に定められる事業のうち、<u>特に重点的に取り組むことが期待される事業（地域公共交通特定事業※）</u>について、国による認定制度等を設け、認定等に係る事業に対して、法律の特例措置で支援 <p>※地域公共交通特定事業：軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道再生事業、乗継円滑化事業</p>



平成26年11月改正
<p>◆ 地域公共交通網形成計画</p> <ul style="list-style-type: none">国土交通大臣等が策定する基本方針に基づき、市町村が地域の関係者から構成される協議会（法定協議会）での協議を経て、地域公共交通網形成計画（マスタープラン）の策定が可能地域公共交通網形成計画に、<u>地域公共交通再編事業等の地域公共交通特定事業（※）</u>を記載し、<u>地域公共交通再編実施計画等</u>について、国の認定を受けた場合には、法律・予算の特例措置で支援 <p>※地域公共交通特定事業：鉄道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業（平成20年追加）、<u>地域公共交通再編事業【新設】</u>、鉄道再生事業</p> <p>➤ 地域公共交通再編実施計画（新設）</p> <ul style="list-style-type: none">地域公共交通網形成計画を実現するための実施計画の一つ。地域公共交通特定事業のうち、地域公共交通再編事業に関する事項を記載した場合、地域公共交通再編実施計画を作成地域公共交通再編実施計画は、事業者等の同意の下、地方公共団体が策定



◆ 地域公共交通計画

- ・ 地方公共団体による地域公共交通計画（マスタープラン）の作成を努力義務化。地方公共団体が地域の関係者から構成される協議会（法定協議会）での協議を経て策定（※改正法施行前に作成された地域公共交通網形成計画は、改正法施行後も地域公共交通計画とみなされる。）
- ・ 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細かに対応
- ・ 定量的な目標（利用者数、収支等）の設定、毎年度の評価等により、データに基づくPDCAを強化
- ・ 地域公共交通計画に、地域公共交通利便増進事業等の地域公共交通特定事業（※）を記載し、地域公共交通利便増進実施計画等について、国の認定を受けた場合には、法律の特例措置で支援

※地域公共交通特定事業：地域公共交通利便増進事業【新設】（改正前：地域公共交通再編事業）、貨客運送効率化事業【新設】、軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業、地域旅客運送サービス継続事業【新設】、鉄道再生事業

➤ 地域公共交通利便増進実施計画（改正前：地域公共交通再編実施計画）

（※改正法施行前に作成された地域公共交通再編実施計画は、改正法施行後は地域公共交通利便増進実施計画とみなされる。）

- ・ 地方公共団体は、地域公共交通計画において地域公共交通利便増進事業の概要を定めた上で地域公共交通利便増進事業を実施しようとする者等の同意を得て、当該事業の実施計画である地域公共交通利便増進実施計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請

➤ 貨客運送効率化事業実施計画（新設）

- ・ 旅客運送事業者による貨客混載運送の導入を円滑化することで、継続的な地域旅客運送サービスを確保する「貨客運送効率化事業」を創設
- ・ 事業者は、当該事業の実施計画である貨客運送効率化事業実施計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請

➤ 地域旅客運送サービス継続実施計画（新設）

- ・ 路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し、公募により新たなサービス提供事業者等を選定する「地域旅客運送サービス継続事業」を創設
- ・ 地方公共団体が、サービス提供事業者と連携し、当該事業の実施計画である地域旅客運送サービス継続実施計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請

(参考) 地域公共交通計画と従来の計画の違い

	地域公共交通計画 (令和2年～)	地域公共交通網形成計画 (平成26年～)	地域公共交通総合連携計画 (平成19年～)
計画の対象	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的に捉え改善や充実に取り組むもの 地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができるもの 	<ul style="list-style-type: none"> バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実(主に路線の再編や新規整備)を対象とするもの 	<ul style="list-style-type: none"> バス交通などの活性化・再生を目的としており、特定の交通機関に特化した計画の作成も可能
位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体による作成を法的に努力義務化 基本的に全ての地方公共団体において計画の作成や実施に取り組むもの 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体による作成が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村による作成が可能(複数市町村での作成も可能)
実効性確保	<ul style="list-style-type: none"> 定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化 定量的なデータに基づくPDCAの取組を強化 	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り具体的な数値指標を明示 原則として計画期間の終了時・計画の見直し時に達成状況进行评估 	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り具体的かつ明確な目標を設定

(注) 「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 第2版」(令和3年3月国土交通省)による。

(参考) 地域公共交通再編事業と地域公共交通利便増進事業の考え方の違い

【法改正前】 地域公共交通再編事業 (実施計画：地域公共交通再編実施計画)	【法改正後】 地域公共交通利便増進事業 (実施計画：地域公共交通利便増進実施計画)
地方公共団体を中心となって、 <u>バス路線網の見直し等により地域公共交通を再編する取組</u> を通じて、コンパクトなまちづくりと連携しつつ、面的な公共交通ネットワークの再構築を図る事業	地方公共団体を中心となって、 <u>路線ネットワークにとどまらず、運賃やダイヤ等の見直しも含めた利用者の利便の増進に資する取組</u> を通じて、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る事業

(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

(2) 法定協議会等

活性化再生法では、法定計画の策定や実施に関する協議のため、法定協議会を組織することができることとされている。

また、新たに法定協議会を設置する以外にも、既に設置されている地域公共交通会議や地域協議会に構成員を追加することにより、活性化再生法に基づく法定協議会としての機能を付加することも可能となっている。

地域公共交通に関する主な協議会等の概要は表1のとおりである。

表1 法定協議会等の比較

	法定協議会	地域公共交通 会議	地域協議会	運営協議会	新モビリティサービス 協議会
根拠 法令等	活性化再生法 (第6条)	道路運送法施行 規則(第9条の 3)	道路運送法施行 規則(第15条の 4第2項)	道路運送法施行 規則(第51条の 8)	活性化再生法 (第36条の4)
主催者	地方公共団体 (市町村(複数 可)又は都道府 県)	地方公共団体 (市町村(複数 可)又は都道府 県)	都道府県	地方公共団体 (市町村(複数 可)又は都道府 県)	地方公共団体 (市町村(複数 可)又は都道府 県)
目的	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項の協議を実施 地域の交通計画を作成(任意) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための枠組みづくりその他の生活交通について審議 具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項の協議 	<ul style="list-style-type: none"> 新モビリティサービス事業の実施に関し必要な協議
対象と なる交 通モー ド	多様な交通モード	バス・タクシー (乗合)、自家用 有償旅客運送	バス・タクシー (乗合) ※路線定期運行 のみ	自家用有償旅客 運送	多様な交通モー ド
構成員	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体 関係する公共交通事業者等、自家用有償旅客運送者、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 関係する公安委員会及び住民、高齢者や障害者を含む地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方 	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 住民又は旅客 地方運輸局長 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 <p>【必要に応じて次に掲げる者を構成員として加えることができる】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会を主宰する都道府県知事又はその指名する職員 関係市町村及び関係地方運輸局長又はその指名する職員 関係する一般旅客自動車運送事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 住民又は旅客 地方運輸局長 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体 認定新モビリティサービス事業者 新モビリティサービス事業を実施すると見込まれる者並びに関係する交通事業者等、道路管理者及び港湾管理者 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

	公共団体が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> ・路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、道路管理者及び都道府県警察 ・学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者 		客運送を行っている特定非営利活動法人等 【必要に応じて以下の構成員を含めることができる】 <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者 	
--	--------------	---	--	---	--

(注) 「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（詳細編） 第2版」による。

(3) 地域公共交通確保維持改善事業

地域公共交通確保維持改善事業は、生活交通の存続が危機にひんしている地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がなされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的として、平成23年に創設された。

本事業は、表2のとおり、大きく分けて三つの内容から構成され、補助申請に当たっては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。最終改正：令和3年4月5日付け国総地第121号、国自旅第504号、国海内第234号）に基づき、個別に補助計画を作成することとされていた。しかし、地域公共交通網形成計画の策定については補助要件として求められておらず、法定計画と支援制度が直接的に結び付いていなかったため、令和2年の改正では、地域公共交通計画の作成が地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業）による補助要件として定められることとなった。

地域公共交通確保維持事業における乗合バス等の運行費や車両購入費等に対する補助については、これまでは運送事業者若しくは法定協議会又は地方公共団体に対し補助を行っていたが、令和2年の改正では地域公共交通計画への位置付けを要件とし、原則として法定協議会（地域間幹線系統については乗合バス事業者又は法定協議会）に対し補助することで、地域の多様な関係者による連携・協働による計画的な取組を支援することとなった。陸上交通に関する補助対象事業者については表3のとおりである。

表2 地域公共交通確保維持改善事業の概要

事業	支援の内容	
	法改正前（平成31年度）	法改正後（令和2年度）
地域公共交通確保維持事業（地域の実情に応じた生活交通の確保維持）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線バス交通の運行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援 ○ 地域内交通の運行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援 ○ 離島航路・航空路の運航 <ul style="list-style-type: none"> ・ 離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化が進む過疎地域等の足を確保するための幹線バス交通や地域内交通の運行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援 ・ 過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の地域内交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援 ○ 離島航路・航空路の運航 <ul style="list-style-type: none"> ・ 離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援
地域公共交通バリア解消促進等事業（快適で安全な公共交通の実現）	<ul style="list-style-type: none"> ○ ノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備、ホームドアの設置等 ○ 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備 ○ 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等
地域公共交通調査等事業（地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定等の後押し）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査 ○ 地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価 ○ 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針の策定に係る調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における一層の連携・協働とイノベーションに向けた取組の促進を図るための新たな法定計画の策定に資する調査等 ○ 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針・基本構想の策定に係る調査

(注) 国土交通省の資料に基づき、本省が作成した。

表3 地域公共交通確保維持事業（陸上交通）に関する補助対象事業者

事業	補助対象事業者	
	従来制度	新制度（※3年程度の経過措置あり）
地域間幹線系統補助	一般乗合旅客自動車運送事業者又は活性化再生法に基づく協議会	一般乗合旅客自動車運送事業者又は活性化再生法に基づく協議会
地域内フィーダー系統補助	一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は活性化再生法に基づく協議会	活性化再生法に基づく協議会
車両減価償却費等補助（幹線系統）	一般乗合旅客自動車運送事業者又は活性化再生法に基づく協議会	一般乗合旅客自動車運送事業者又は活性化再生法に基づく協議会
車両減価償却費等補助（フィーダー系統）	一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は活性化再生法に基づく協議会	活性化再生法に基づく協議会
公有民営補助	地方公共団体又は活性化再生法に基づく協議会	
自家用有償旅客運送導入促進のための車両購入費等への補助	活性化再生法に基づく協議会	
貨客混載のための車両改造費補助	活性化再生法に基づく協議会	

(注) 「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（詳細編） 第2版」による。

(4) 自家用有償旅客運送

平成 18 年に自家用有償旅客運送の制度が創設された。創設時の概要は表 4 のとおりである。直近では、令和 2 年 11 月の道路運送法施行規則の改正により、自家用有償旅客運送の種別の見直しや協議関係の整理が行われるなど、表 5 から 9 のとおり改正された。

表 4 自家用有償旅客運送制度の概要（平成 18 年制度創設時）

概要	過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO 法人等が自家用車を用いて有償で運送できることとする制度
種類	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等のための「自家用有償旅客運送」（市町村運営有償運送（交通空白）、公共交通空白地有償運送） ・身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」（市町村運営有償運送（福祉）、福祉有償運送）
登録要件	<p>①バス、タクシーによることが困難、かつ、 ②地域の関係者（※）により、「地域住民の生活に必要な輸送」であるとの共通認識 （※地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、地方運輸局又は運輸支局等） ③必要な安全体制の確保</p>

（注）国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

表 5 主な改正点（概要）

	改正前	改正後
①自家用有償旅客運送の種別の見直し（表 6）	・ 3 類型	・ 2 類型
②協議関係の多様化（表 7）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通会議 ・ 法定協議会（活性化再生法） ※市町村が実施主体となる場合のみ ・ 運営協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通会議 ・ 法定協議会（活性化再生法） ・ 運営協議会 ・ 関係者と協議 ・ 活性化再生法の地域公共計画
③有償運送の対象の追加・整理（表 8）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内の住民 ・ 道路運送法施行規則で定めるイ、ロ、ハ、ニ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民、観光旅客、来訪者 ・ 道路運送法施行規則で定めるイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト
④事業者協力型自家用有償旅客運送（表 9）	—	・ 新設

（注）国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

表6 自家用有償旅客運送の種別の見直し

改正前 (実施主体に応じて3類型)	改正後 (運送目的に応じて2類型)
<p>①市町村運営有償運送 (交通空白輸送) 市町村が主体となって、当該市町村の住民等の運送を行うもの</p> <p>(市町村福祉輸送) 市町村が主体となって、当該市町村の住民等のうち、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等の運送を行うもの</p> <p>②公共交通空白地有償運送 NPO 法人等が主体となって、交通空白地において当該区域内の住民等の運送を行うもの</p> <p>③福祉有償運送 NPO 法人等が主体となって、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等の運送を行うもの</p>	<p>①交通空白地有償運送 市町村やNPO 法人等が主体となって、交通空白地において当該区域内の住民等の運送を行うもの</p> <p>②福祉有償運送 市町村やNPO 法人等が主体となって、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等の運送を行うもの</p>

(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

表7 協議関係の多様化

改正前	改正後
<p>自家用有償旅客運送の実施に当たっては、原則として、</p> <p>市町村が実施主体となる市町村運営有償運送については、「<u>地域公共交通会議</u>」、「<u>法定協議会</u>」、</p> <p>NPO 等が実施主体となる公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送については「<u>運営協議会</u>」</p> <p>において協議が調っていることが必要</p>	<p>改正後は、有償旅客運送の種別にかかわらず、</p> <p>ア. <u>地域公共交通会議</u> イ. <u>法定協議会</u> (活性化再生法第6条) ウ. <u>運営協議会</u> のいずれかにおいて協議が調っていることとなり、また、これらの会議又は協議会が組織されていない場合には、</p> <p>エ. 関係者間において協議が調ったときは、協議が調ったものとみなす(「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」(令和2年11月27日付け国自旅第317号)における福祉有償運送の申請に対する処理方針2.(3)③)</p> <p>オ. 活性化再生法第5条に規定する「地域公共交通計画」に、自家用有償旅客運送について記載があるときは、協議が調ったものとみなす。なお、実施に当たって必要な事項の調整については、別途地域公共交通会議等において、協議する必要がある(「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」における福祉有償運送の申請に対する処理方針2.(3)③)</p> <p>など、協議が調うための場が多様化した。</p>

(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

表8 有償運送の対象の追加・整理

<p>有償運送の対象の追加 (道路運送法第78条第2号)</p>	<p>【地域住民だけでなく観光客を含む来訪者も対象とすることを法律において明確化】 自家用有償旅客運送の対象が「<u>地域住民又は観光旅客その他当該地域を来訪する者</u>」と改正されたことで、改正前の道路運送法施行規則第49条第2項において市町村長が認めた場合に輸送が可能であった来訪者及びその付添人も輸送対象に含まれることとなり、運送しようとする旅客の範囲に観光客(福祉有償は観光客を含む来訪者であって身体障害者等の移動制約者)が追加となった。</p>
<p>福祉有償運送の対象の追加及び整理 (道路運送法施行規則第49条関係)</p>	<p>【道路運送法施行規則上、明記されていなかった者について、同規則を改正し、第49条第1項第2号に別途定義規定を置いて明確化】 イ「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」 ロ「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者」 ハ「障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者」 ニ「介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者」 ホ「介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者」 ヘ「介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者」 ト「その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者」</p> <p>※ 道路運送法施行規則第51条の13の改正により、運送しようとする旅客の範囲を変更(増加・変更)する場合は、これまでの軽微変更届出ではなく、変更登録が必要となった(旅客の範囲を縮小する場合に限り軽微変更届となる。)</p>

(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

表9 事業者協力型自家用有償旅客運送の創設

<p>事業者協力型自家用有償旅客運送制度 (道路運送法第79条の2第1項第5号)</p>	<p>【道路運送法の事業許可を持つ一般旅客自動車運送事業者が、運行主体の運行管理及び整備管理の実務に協力する制度の創設】</p> <p>(制度の狙い) 制度の活用により、以下の効果が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者：バス・タクシー事業者が、運行管理、車両整備管理に協力することで、より安心、安全なサービスを受けることが可能となる。 ・運送主体：運行管理等に関する業務負担の軽減や運行ノウハウの活用を図ることが可能となる。 ・バス・タクシー事業者：委託費の確保等による収入面での向上が期待できる。 <p>(協力の形態)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者(バス・タクシー)が、運行管理、車両整備管理の委託を受ける。 ・交通事業者がNPO等の構成員として参画し、運行管理、車両整備管理を担当する。
--	---

(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。